

令和8年2月24日

保護者様

大津市教育委員会事務局 学校給食課

令和8年度 学校給食費の抜本的な負担軽減及び 22歳以下の第3子以降の学校給食費の免除の廃止について

この度、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」に基づき、令和8年4月から市立小学校に通う全児童の学校給食費の自己負担をなくし、保護者の方から徴収しないことといたします。

また、それに伴い、22歳以下の第3子以降の学校給食費の免除の制度は廃止いたします。

なお、今回の自己負担をなくすことに伴う保護者の方の手続きは不要です。

1 対象となる学校給食費

大津市立小学校に通う全児童の学校給食費全額

2 負担軽減(自己負担0)の開始時期

令和8年4月分から

3 過去に滞納されている学校給食費

令和8年3月までの滞納されている学校給食費は、納付していただく必要があります。
納付書がお手元がない場合、郵送しますので下記の問い合わせ先までご連絡ください。

4 小学校の第3子以降の学校給食費免除

全児童の自己負担をなくすこととするため、制度自体が無くなります。
中学校の第3子免除は継続しますので、令和8年4月に新中学1年生になる方については、第3子免除申請が必要です。

5 学校給食費の口座振替依頼書

金融機関での口座振替の手続きをお願いしておりましたが、自己負担をなくすため、今後の手続きは不要となります。

すでに金融機関で手続きをされた方の口座につきましては、登録いたします。

ただし、登録した口座から引き落としすることはありません。

口座登録の取り消しを希望される場合は、登録された金融機関にて手続き(取り消しの口座振替依頼書の提出)をお願いいたします。

その他ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 学校給食課

収納グループ

電話:077-528-2636

Mail:otsu2412@city.otsu.lg.jp